



要約の査読報告 . 1 頁

要約の査読報告 . 1

査読報告の目的として、査読者と著者との関係、査読者の役割、査読者の選定、査読者の教育、査読者の評価、査読者の倫理、査読者の未来について述べている。

要約の査読報告 . 2

要約の査読報告の目的として、査読者と著者との関係、査読者の役割、査読者の選定、査読者の教育、査読者の評価、査読者の倫理、査読者の未来について述べている。

査読者の査読報告 . 8

査読者の査読報告の目的として、査読者と著者との関係、査読者の役割、査読者の選定、査読者の教育、査読者の評価、査読者の倫理、査読者の未来について述べている。

第4テーマ 佐賀県立有田窯業大学校の財務事務の執行について

佐賀県立有田窯業大学校の財務事務の執行について、財務事務の執行の現状、財務事務の執行の問題点、財務事務の執行の改善策について述べている。

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した監査のテーマ

佐賀県立有田窯業大学校の財務事務の執行について

なお、監査対象期間は平成16年度（平成16年4月1日より平成17年3月31日まで）。但し、必要と認められた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

### 3. 監査テーマ選定の理由

佐賀県立有田窯業大学校（以下窯大という）は、陶磁器に関する人材養成施設については、全国的にもほとんど整備されていない状況であり、佐賀県陶磁器の伝統と歴史をふまえ特色を生かした窯業教育の充実に取り組むために、昭和60年に設立された。佐賀県立有田窯業大学校条例第2条によると、窯業に関する専門的な知識及び技術を有する人材を養成し、陶磁器産業の振興を図ることが目的とされている。大学校の修業年限は、専門課程は2年、研究科は1年、短期研修は1年である。

有田地区に存在する県の窯業に関連する教育・研究施設は、窯大、佐賀県窯業技術センター、佐賀県立有田工業高等学校、佐賀県立九州陶磁文化館と4施設がある。特定の地域に特定の産業に関連がある4教育・研究施設が存在するのは極めて珍しいことといえる。窯業界への行政の肩入れの大きさが窺い知れるところである。また専修学校として窯業大学校を設置している県は、佐賀県以外には無い。

有田町を中心とした県西部の窯業界を取り巻く環境は、バブル経済の崩壊とともに悪化しており、佐賀新聞の報道によると有田地区の窯業界の売上は前年比10%減とまだまだ底を打っていない状況である。企業自体の経営努力はさることながら行政としても窯業に関係する企業並びにこれらに就業者が多い有田町、西有田町をはじめ佐賀県としても、業界の振興は関心事であると考える。

窯業の経営者育成ならびに技術者の養成専修学校としての窯大に寄せる地元窯業界の期待も大きいものがある。

この様な点を踏まえ窯大の教育が、条例が掲げる専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、陶磁器産業の振興に寄与しているかを検証することは意義があると考える。

## 4. 監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 会計処理の適正性
- ② 校納金収受の適正性
- ③ 人件費など運営費用支出の適正性
- ④ 設備、備品購入に係る入札の適正性
- ⑤ 設備備品等の管理の適正性
- ⑥ 授業のカリキュラムが窯大設置目的に適合しているか
- ⑦ 窯大運営協議会が有効に機能しているか
- ⑧ 職員会議が有効に運用されているか
- ⑨ 情報の保護管理は適切になされているか
- ⑩ 窯大入学手続き、学業評価、進級、卒業及び終了の適正性

### (2) 主な監査手続

- ① 会計帳簿等を調査し、窯大の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- ② 校納金の収受及び滞納金の管理が適切になされているかの検証
- ③ 施設設備の建設更新・維持補修及び業務委託契約に関して入札関係書類、契約書類その他の書類を調査し、工事等の財務事務の執行が法令及び規則等に準拠しているかの検証
- ④ 耐用年数が経過した設備等の更新計画が妥当なものであるかの検証
- ⑤ 人件費他の支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等を照合し一連手続きの妥当性の検証
- ⑥ 貯蔵部品等の保管状況の検証
- ⑦ 施設設備の点検状況の検証
- ⑧ 窯大運営協議会議事録の閲覧
- ⑨ 職員会議事録の閲覧
- ⑩ 情報の保護管理についての質問及び保管状況の視察

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗田 泰
補助者	公認会計士	盈 辰 博
補助者	公認会計士	白川 秀 樹

## 6. 外部監査の実施期間

平成17年7月25日より平成18年3月15日

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

## 8. 語句の説明

窯大の監査にかかる本報告書において、「監査結果」及び「監査意見」を記載しているが、それぞれの意味は次の通りである。

監査結果……一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見……一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

## 第2. 窯大の概要

### 1. 窯大の教育目標（平成17年度学校要覧より）

佐賀県の主要地場産業である陶磁器産業の振興を図るため、陶磁器に関する専門知識及び理化学・デザイン技術を修得させ、将来業界の後継者・技術者となって働く人材の育成を目標とする。課程は「専攻課程（陶磁器科）」「研究科」及び「短期研修（一般研修・特別研修）」を設置する。

#### 専門課程（陶磁器科）

陶磁器全般にわたる知識・技術を身につけるため特色あるカリキュラム編成とし、広い視野に立って物事を考え、実践し、未知の領域を自ら開拓できる活力ある人材の養成を目的とする。

1年次は、造形の基礎や理化学の基礎教科を中心に陶磁器全般の基礎知識・技術を修得させる。

2年次では、「企画デザイン専攻」と「製造技術専攻」に分け、各分野の専門的知識・技術を修得させる。校外実習として、工場実習・工場見学・海外陶磁器産地研修等を実習するほか、専門分野の講師



等による、特別講義を実施する。

### 企画デザイン専攻

陶磁器の商品企画、開発を主目的に学習し、各種機器を利用し、陶磁器デザイン、原型製作、成形、各種装飾技法、販売企画等について習得するほか、陶磁器生産に必要な原料精製、釉薬、絵具の調整、焼成等の知識、技術を修得する。

### 製造技術専攻

陶磁器原料、釉薬、絵具、焼成、成形、加飾等の製造技術を主目的に学習する。又、陶磁器原料、焼成品等についての物性測定には、理化学機器を利用した技術を修得する。

そのほか、両専攻ともに、市場調査等の商品計画などを学び消費者ニーズの変化に対応した新技術・新製品の研究開発等ができる能力の育成を図る。

## 研究科

窯大の専門課程を卒業した者、又はこれと同等の知識を有すると認められる者を対象として陶磁器に関するデザイン・原型石膏型・成形・装飾・陶磁器原料等の中から各人に専門的研究テーマを選定させ、さらに高度な知識・技術を修得させる。

## 短期研修

陶磁器に関し、一つの分野で専門的知識・技術を修得させ、すぐれた製品を生産しうる技術者を育成する。

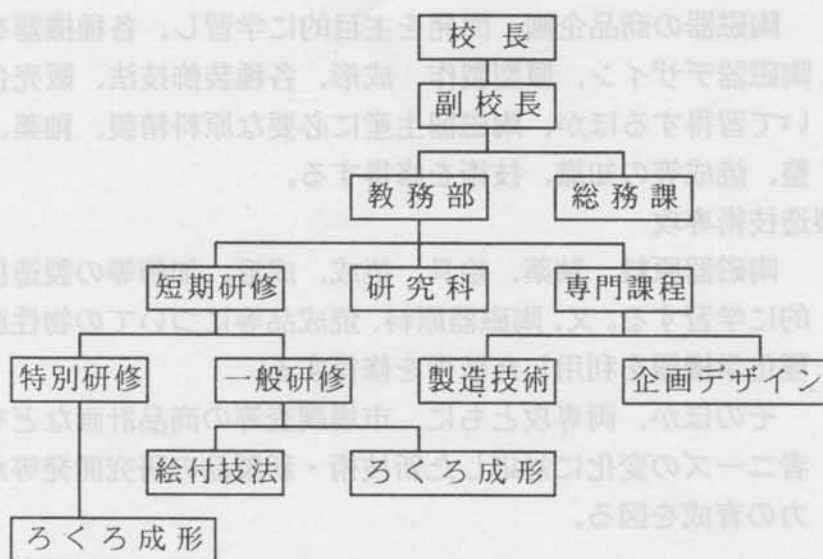
### 一般研修

ろくろ成形研修及び絵付技法研修を行う。研修は伝統的な技術・技法に基づく実習（毎日）を行う。

### 特別研修

ろくろ成形研修を行う。現に窯業に従事している者等を対象に、伝統的な技術・技法に基づく実習（週1日）を行う。

## 2. 組織図 (平成17年4月1日現在)



校長 酒井田 柿右衛門、 副校長 福井 道雄

役職	担当	人数	職区分
校長	総括	1	非
副校長	校長補佐	1	常
<b>総務課</b>			
課長	総務課総括 広報	1	常
主査	庶務会計 奨学金関係	1	常
主事	庶務会計 授業料関係	1	常
行政技術員	庶務会計 庁舎関係	1	常
<b>教務課</b>			
部長	教務部総括 広報 進路指導	1	常
助教授	2年担任	1	常
主査	1年担任	1	常
主査	公開講座 卒展担当	1	常
主査	卒業生対応 自治会担当	1	常
技師	図書 資料 短期研修担当	1	常
技師	研究科担任	1	常
教授		1	非
助教授		2	非
講師		3	非
助手		2	非
非常勤講師		17	非
特別講師		30	非

(注1) 職区分のうち、“常”は常勤職員を示し、“非”は非常勤職員であることを示している。

(注2) 教務部職員は、全員、指導教科科目を担当している。

### 3. 授業料並びに入学料

(1) 授業料、入学検定料及び入学料（以下「授業料等」という。）

佐賀県立有田窯業大学校条例（平成16年4月1日施行）に基づく授業料等の金額については、以下のとおりである。

(単位：円)

区 分		月額授業料	入学検定料	入 学 料
専 門 課 程 及 び 研 究 科	入学の日の1年前から引き 続き県内に住所を有する者	25,300	17,000	84,600
	その他の者	25,300	17,000	169,200
短 期 研 修	一般研修	4,600	—	2,700
	特別研修	700	—	1,300

(注) 1年内県内在住者の入学料がその他の者に比べて半額となっているのは、教育の目標に照らして、いわば佐賀県出身者・在住者を優遇している。

(2) 授業料等の減免

佐賀県立有田窯業大学校管理規則第32条による授業料等の減免について、以下のとおり定められている。

1、学生又は研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を減額し、又は免除することができる。

① 火災、風水害その他の非常の災害を受け、生計に重大な支障を生じたとき。

② 著しい生活困窮により学資の支弁が困難であると認められるとき。

2、学生又は研修生が全月休学したときは、その月の授業料は、免除する。

3、専門課程を卒業し、引き続き研究科に入学する者の入学検定料及び入学料は、免除する。

4、大学校に入学を許可された者（前項に該当する者を除く。）のうち、知事が窯業の振興上特に必要と認める者については、入学料